

履 修 方 法

1 試験及び成績評価

- ① 試験
- ② 受験資格及び手続き
 - (1) 定期試験
 - (2) 追試験
 - (3) 再試験
- ③ 受験上の心得
- ④ 不正行為処分時の個人情報取扱い
- ⑤ 成績評価

2 進級条件

3 卒業条件

1 試験及び成績評価

① 試験

- (1) 試験には平常試験・定期試験・追試験及び再試験がある。
- (2) 定期試験は学期末に行い、追試験はやむを得ない事由で定期試験を欠席した者に対して行う。また、再試験は定期試験の結果、不合格となった者に対して行う。
- (3) 試験及び再試験は、本校において必要と認めた場合に限りこれを行う。

② 受験資格及び手続き

(1) 定期試験

- ア 各科目実施総授業時間の3分の2以上出席していること。
- イ 所定の学費を完納していること。
- ウ 所定の定期健康診断を受診していること。

(2) 追試験

追試験該当事由は、下記のア～エのいずれかに相当し、かつ所定の申請期限までに、公的な証明書を添付した「追試験受験願」を教務課に提出し、教員会の審議の結果、追試験の受験が承認された場合のみ受験できる。

ア 本人の病気

医師の診断書の提出が必要。なお本学所定の診断書書式はない。

イ 3親等内親族の死亡・重体・危篤

死亡の場合は、「忌引届」、重体・危篤の場合は、「親族からの届け」を必要とする。

ウ 交通機関の大幅な遅延により、遅刻締切時間（試験開始後20分）に間に合わなかった場合

交通機関発行の「遅延証明書」（20分以上の遅延）が必要。

エ その他の事由

追試験は、やむを得ない事由を証明するに足りる詳細な理由書を添付し、願いでること。

(3) 再試験

ア 再試験は、定期試験の結果、59点以下の科目を持つ者に対して行う。

イ 再試験の手続は、「再試験受験願」に受験料を添えて速やかに教務課に願い出ること。

③ 受験上の心得

(1) 試験場においては、試験監督者の指示に従うこと。

(2) 学生証は、受験中机上の指定の場所に提示しておくこと。

万一所持していない場合には、教務課で仮受験票の交付を受けること。

(3) 試験開始5分前までに所定の座席に着き、静粛にして受験態勢に入ること。

(4) 試験開始後20分以上遅刻した者は、原則として受験できない。

(5) 受験者は、試験開始後20分間および試験終了5分前からは退場できない。

(6) 受験用具の貸借は認めない。

(7) 不正行為者は、即時受験を停止され、当該学年の成績をすべて無効とする。

④ 不正行為処分時の個人情報取扱い

本校は、不正行為と認められる行為があった場合、理由を問わず日本大学松戸歯学部附属歯科衛生専門学校学則第42条・43条に従い、懲戒（退学・停学・訓告の3種）を行う。

また、教員会で懲戒処分が決定次第、学内に当該学生の学年、学生番号、氏名、処分理由・内容等を掲示するとともに、学生本人及び保証人宛通知する。

⑤ 成績評価

- (1) 成績は、授業科目ごとに行う平常試験・定期試験・追試験・再試験により原則的に査定するが、授業科目によっては、その他の方法で査定することができる。
- (2) 最終成績は定期試験受験者では100点、追試験受験者は79点、また、再試験受験者は60点を最高点とする。
- (3) 学業成績の判定は、優（80点以上）・良（70点～79点）・可（60点～69点）及び不可（59点以下）をもって表し、優・良・可を合格、不可を不合格とする。

2 進級条件

下記の①、②の条件をいずれも満たすこと

- ① 学年ごとに課せられた学科目の「全科目平均点」（選択必修科目を除く）が60点以上であること。

「全科目平均点」 <u>小数点第1位を四捨五入</u>	$= \frac{\text{（各学科目評価点} \times \text{単位数）の全履修学科目総和}}{\text{全履修学科目の単位数の総和}}$
--------------------------------	--

- ② 当該学年で履修した学科目のうちに、最終評価点が30点未満のものが複数ないこと。

3 卒業条件

- ① 各学年において進級条件を満たすこと。
- ② 選択必修科目を、8単位以上履修していること。